

社会福祉法人値賀の里役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人値賀の里（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 役員等（理事、監事、評議員等）の報酬（以下「報酬」という。）については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等は、理事長が招集した理事会、監査会及び評議員会等において、当該法人の会合に出席したものについては、理事、監事、評議員は勤務1回につき報酬3,500円、各委員については3,000円とする。

2 常勤理事長の報酬は支給するか否かの判断又は月額については評議員会において決定する。

3 常勤理事長の賞与は、社会福祉法人値賀の里給与規程第28条（賞与）に準ずる。

(職員である者の特例)

第4条 役員等であつた施設職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が業務を行うため出張したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、社会福祉法人値賀の里旅費規程を適用する。

(出張命令)

第6条 役員等の出張は、業務命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規程)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、社会福祉法人値賀の里職員の例による。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 値賀の里
理事長 中谷 功